

2026 年 2 月 26 日

「代理店業務品質に関する評価指針(様式・参考資料編)」正誤表

2025 年 12 月 25 日付け「代理店業務品質評価制度の本格運用に向けた『代理店業務品質に関する評価指針(損害保険代理店向け)』の一部改正について」において記載誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

【業務品質評価運営に従事する者のサービスに関する規程】

正	誤
(本規程の改廃) 第7条 本規程の改廃は、代理店業務品質評議会(評価指針Ⅲ-2に定める代理店業務品質評議会をいう。)が行う。	(本規程の改廃) 第6条 本規程の改廃は、代理店業務品質評議会(評価指針Ⅲ-2に定める代理店業務品質評議会をいう。)が行う。

【フォローアップ点検実施要領】

正	誤
(点検の終了) 第9条 評価本部は、フォローアップ点検について、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に定める通知を作成する。 ①～② 略 ③ 前条 第3項に基づき、所属長が主任点検者から点検結果確認表の報告を受けたとき 点検結果通知	(点検の終了) 第9条 評価本部は、フォローアップ点検について、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に定める通知を作成する。 ①～② 略 ③ 第8条 第3項に基づき、所属長が主任点検者から点検結果確認表の報告を受けたとき 点検結果通知

【(様式第1号)利用意思確認書(業務品質評価運営の利用にかかる基本契約書)】

正	誤
<p>(報告事項)</p> <p>第7条 乙は、甲から業務品質評価運営に関して必要な事項について請求があったとき、または前条各号の禁止行為に該当する事実もしくは次条の秘密保持に違反する事実を確認したときは、それらの内容をすみやかに甲に報告しなければならない。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第7条 乙は、甲から業務品質評価運営に関して必要な事項について請求があったとき、または前条各号の禁止行為に該当する事実もしくは第7条の秘密保持に違反する事実を確認したときは、それらの内容をすみやかに甲に報告しなければならない。</p>

以上